



裏

表

裏

表

広島藩の縹綿屋株札(右)と正綿交易株札(左) (有田家文書)

### 株仲間の鑑札

江戸中期以降、各藩では財政難を立て直すため、さまざまな経済政策を実施しました。

株仲間もその一つで、藩が領内の商人を株として公認し、営業権を認めるかわりに、運上銀を徴収して藩財政の補填につとめました。

写真の右側は、広島藩が安芸郡の乗本屋常五郎に交付した縹綿屋株の鑑札です。安芸郡は、当時領内でもっとも綿作がさかんな地域で、文化十四(一八一七)年に三二株であった同郡の縹綿屋は、慶応二(一八六六)年には九七株にまで増加しています。発行元である綿改所は、縹綿などの商業統制を目的として、宝永七(一七一〇)年に広島城下に設けられ、領内から出荷される綿の改めをおこなっていました。慶応二年八月には、新たに安芸郡船越村にも設置され、安芸郡内の綿は、ここで独自に改めることとなりました。裏に「安」の焼印がある「正綿交易株札」は、この安芸郡綿改所が発行したものと思われ、この鑑札を所持する新宅屋為吉は、郡内で改めを受けることで、広島城下を通さず綿を売買できたと考えられます。

(西向宏介)

## 行政文書について

当館が収蔵している資料は、大別すると古文書と行政文書に分けられますが、その一方の柱である行政文書は、広島県庁から引き継ぎを受けたものです。

県庁が作成する文書には、保存年限が決められています。県庁が業務を遂行するためには一定期間文書を保存することが必要であり、一方、年々作成される文書の量は膨大ですから、一定期間後廃棄することがどうしても必要だからです。保存年限は、長期・一〇年・五年・三年・一年などと文書の種類ごとに決められています。この保存年限規定に基づき、毎年大量の文書が廃棄されます。しかし、これらの文書の中には、県庁や広島県の動向を物語る歴史資料として重要なものも含まれています。そのため文書館では、保存年限が満了となった文書のうち歴史資料として重要と思われるものを選別して受け入れるようにしています。この廃棄予定文書の選別保存は、文書館が設立される以前の昭和四十年年度から行われてきました。ただし、現在までのところ、引き継ぎを受けているのは知事部局と企業局のみで、教育委員会などの行政委員会か

らの引き継ぎは実現していません。県議会からは、地方自治法施行前の県会議事録等の寄託を受けています。

現在、文書館が引き継ぎを受けた行政文書は三万六三五六冊に達しています(表参照)。文書が作成された年代別にみると、昭和二十(一九四五)年以前は八五冊に過ぎません。昭和二十年代も六六八冊と非常に少なく、それに対して三十年代は一万冊以上に急増しています。戦前の文書が少ないのは、疎開した文書を除いて全て原爆で焼失したためです。昭和三十年代、とくに三十年代後半以降の冊数が多いのは、選別保存が昭和四十(一九六五)年度から開始されたことに関係します。行政文書の検索手段として、簿冊目録を閲覧室に備えています。また、三十年以前に作成された古い文書については、件名目録も用意しています。簿冊目録はパソコンに入力していますので、表題・課名・年代などで検索することも可能です。行政文書には、プライバシー保護などのため利用に供することができないものも含まれています。したがって、閲覧申請のあ

完結年代別行政文書冊数

年代	冊数
明治期(1868~1912)	10
大正期(1912~1926)	15
昭和 2(1927)~20(1945)	60
21(1946)~25(1950)	140
26(1951)~30(1955)	528
31(1956)~35(1960)	3,295
36(1961)~40(1965)	7,989
41(1966)~45(1970)	6,662
46(1971)~50(1975)	6,679
51(1976)~55(1980)	4,488
56(1981)~60(1985)	3,270
61(1986)~平成2(1990)	3,034
平成 3(1991)~4(1992)	148
年代不明	38
総計	36,356

った文書については公開可否審査を行った上で利用に供することになりますので、その場で直ちに閲覧できないことをご了承ください。文書館に引き継がれるのは、保存年限が満了となった文書のみで、長期保存文書は、古いものも県庁の書庫で保存されています。作成年代別にみると、やはり昭和二十年代以前作成の文書は一〇〇冊に落ちません。そして、昭和二十年代以降は年とともに次第に増加し、最近では一年一五〇〇冊となっております。トータルで三万五〇〇〇冊に達しています。長期保存文書は業務遂行上重要な文書ですが、それだけに歴史資料としても価値の高い文書が多く含まれています。これらの利用・サービスは、情報公開の手続きで行われています。(安藤福平)

## 「不動院文書展—寺院の歴史と文書管理—」を終えて

私たちの文書館では、毎年一回文書展を開いている。この文書展には特別展・企画展・収蔵文書展の三つの区分がある。本年度は久しぶりに、展示資料の大半を借用して特別展「不動院文書展」を開いた。『広島県立文書館複製資料目録 第四集』として「不動院文書目録」を刊行したからである。この文書展を企画した当初は、目録作成の過程で得られた知識を、展示に生かそうと考えた。不動院文書の大半は、ごく最近まで未公開であったから、新たに知り得た事実は確かに少なくないだろう。しかし、私にとつては、近代に入つてほとんど手付かずの文書を整理できた喜びのほうが大きかった。塵芥のような文書まで大切に保管されており、文書を残そうとする先人の熱い息吹が感じられたからである。ゆえに、特別展「不動院文書展」の副題に、「寺院の歩みと文書管理」という言葉を掲げることにした。

度の文書展では、どのような文書が、なぜ残ったのかという、不動院の文書管理の在り方に焦点を据えて、展示構成を考えることにした。

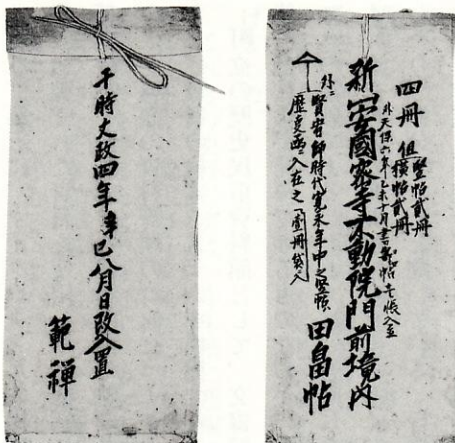
以上の観点から、不動院の歩みを探ると、次の六本の小テーマを定めることができた。

I 不動院の由来書と安国寺恵瓊、II 草創期の不動院文書、III 御寺と寺格、IV 不動院の山伏支配、V 鎮守八幡宮の差纏と文書管理、VI 不動院の再興と金堂修復である。最初のIとIIでは、江戸時代初期の不動院文書、とくに中興の祖安国寺恵瓊の文書がほとんど残っていないことを示した。次のIIIでは、不動院の寺格の向上について、第一三世泰幢たいどうが種を蒔き、第一八世範禪はんぜんが大きな花を咲かせたことを跡付けてみた。IVは不動院の山伏支配、Vは鎮守八幡宮の差纏に関するもので、後者の方は訴訟文書の管理の仕方を示した。最後のVIにおいては、纏まって残された文書群によって、明治時代から大正時代にかけて、不動院の再建に関わった人々の熱意を表現した。

しかし、不動院の文書管理の在り方を、展示という形で表現できたかという点、その答は肯定的にならざるをえない。IやIIで「歴史函」という文書箱に触れ、IIIやVでは現存

する文書箱を展示した。さらにIII・V・VIでは、文書袋や文書の括り・包みをも並べることにした。ただ、このような手段を用いたとしても、文書管理のシステム自体を、展示によつて表すのは大変難しいように思う。

おそらく、文書を伝えた先人の思いは、その残された文書に直に接し、活用していくことでしか十分には分からないものと考えられる。いずれにしろ、特別展「不動院文書展」の開催が、不動院文書を利用し、地域の理解を深めていただくための、ささやかな手掛かりにもなればと願うものである。(松井輝昭)



不動院範禪の文書改め袋の表(右)と裏(左)

## 新市町立歴史民俗資料館における

### 文書館機能について

新市町立歴史民俗資料館 尾多賀晴悟

新市町立歴史民俗資料館は、昭和六十（一九八五）年十一月に、新市町および周辺地域（旧芦品郡）に存在する文化・文化財の保存と活用を広く普及することを目的として、資料収集・整理保管・調査研究・教育普及といった博物館機能を有する歴史民俗資料館として開館した。特に、地場産業である「備後餅」の保存と活用をメインテーマとした資料収集・調査研究をすすめ、広く教育普及をおこなうために長期継続的な体験学習に力を注いでいる。また、開館以来、町内所在の文書群の調査および館収蔵の文書群の整理保存活動を当館専門委員（非常勤特別職・歴史資料担当二名）を中心におこなってきた。

現在当館が関わっている文書群は、主に近世・近代の文書群である。館収蔵の「信岡家文書（庄屋）」



新市町立歴史民俗資料館

「常金丸村役場文書（行政）」、「網引村役場文書（行政）」、「新市町役場文書（行政）」を始めとして、町内所在の「馬屋原（天野）家文書（庄屋）」、「吉備津神社関連文書（社家）」がある。これらの文書群については当館独自の「古文書細目録カード」による整理を長期継続的におこない、年次計画で目録の刊行を予定している。さらに、町内未確認文書の所在の確認調査（聞き取り等）をおこなうことにより、町内文書群の把握に努めている。

また、本年度から、当館が新市町史の編纂事業の支援として、町史編纂に関わる考古・歴史・民俗の資料整理と保存をおこなっており、現在当館収蔵資料の再整理と、未整理資料を整理中である。つまり、当館における資料整理がそのまま町の行政課題である町史編纂事業の中心的な活動になった。そこで、当館では町史編纂終了後の資料の保存および活用の長期基本計画を策定し、文書館機能（将来公開可能な機能）の模索をおこなっている。

具体的な資料整理の方法としては、第一に、現状の保存状態の図面と写真を記録し、概要目録を作成して現状復元が可能なようにしておく。第二に、マイクロフィルム撮影前に、

撮影用の目録（OA化）を作成し、撮影をおこなう。第三に、マイクロフィルム撮影等により複製された資料を使用して形態別に整理基本カードを作成する。第四に、整理基本カードを当館の資料管理のコンピュータに入力し、資料の検索システムを構築する。

町立の歴史民俗資料館として、文書館の機能をどこまで発揮できるものなのか、全く未知への挑戦である。たとえば、当町においても、過去町内の非現用行政文書の多くが散逸したり、処分されたと聞いている。行政内において作成され続けている行政文書が歴史資料として認識されていないのである。しかも、現在の住民ニーズは、過去の歴史資料の保存と活用よりも、現在の情報を得ることを強く望んでいる。したがって、文書館をつくることは図書館をつくることより困難であると思われる。しかし、そのような現状の中で、現実的な試みとして、既存の資料館の中から文書館を生み出すことに挑戦してみた。



文書整理棚の現状

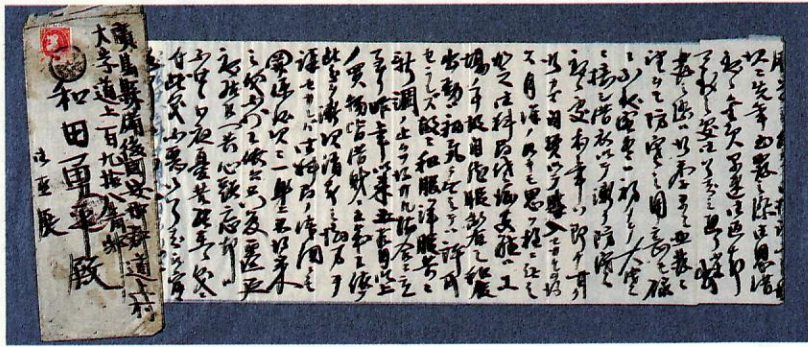
〈古文書への招待〉

明治期の便り

―神辺町・和田家史料から―

地元公民館での古文書解読講座を担当して

してから、もう十六年目に入りました。



この講座は、二年後には「つぼう郷土史研究会」と改称し、身近にある古文書の解読を通じて、歴史から学び、未来につなげるという趣旨のもと、活動分野を広げております。さて、ここにご紹介する「明治期の便り」は、福山市に隣接する深安郡神辺町の和田さん方が所蔵する、江戸時代から明治・大正にかけての大量の史料

①寺子屋時代の手習い本六冊、②明治初期の小学校教科書一四三冊、③明治期の毛筆便り約一〇〇冊、④満州中国東北部からの軍

事郵便、⑤観光絵ハガキ、大陸地

図など、⑥金子貸与証書、⑦役場

蚕組合関係書類、メモ、⑧襖の下

張り、メモなど、各々木箱入り

のうち③の中の一通です。

③は、明治二十七（一八九四）

年から三十八年にかけて、ちよう

ど日清・日露戦争という緊迫した

時代背景を映しながら、国家公務

員（宮内省）として活躍している

弟（暁さん）が、任地からふるさ

との兄宛てに出した十二年間の便

りです。

(前略)  
次ニ先年出免之際、御恩借  
致候金員、早速御返却  
可レ致之処、御了知之通り、小生出  
免之際ハ、行季早々出免ニ  
望ムモ、防寒之用意モ疎  
ニ不レ致、客冬ハ初メテ大寒  
ニ接シ、借衣以テ漸ク防寒  
致候処、本年ハ即チ甘ク  
行カズ、自費以テ購入セサルヲ得  
ス、月俸ノ如キモ思フ程ニ無レ之、  
加之、御料局仕渡支聴ハ工  
場ノ事故、自然服制有レ之、和服  
出動ハ病氣ニ無レ之テハ許可  
セラレズ、故ニ和服・洋服共ニ  
新調ノ止ムヲ得サル場合ニ立  
至リ、昨年以来五拾圓以上  
ノ買物借財ニ相成候、依テ  
此分ヲ漸次消却之法ヲ  
講セサレバ、御料局ノ体面ニモ  
関係致、次ニ身上不得策  
之儀不レ少候、依而、只管還延  
致居候へ共、心頭忘却ハ  
不レ仕候、日夜憂苦罷、在候義ニ  
付、此義不レ悪御了知被シ下度候、  
(後略)

同人は明治元（一八六八）年の生まれです  
から、この書信（明治二十八（一八九五）年  
十月二十八日付）を出したときは二七歳。任  
地は佐渡ですが、この前は盛岡、この後、宇都  
宮、また盛岡へと、絶え間ない転勤に、着物  
から洋服への切り替えが重なり、実兄（勇平  
さん）に「カネ送れ」と書き送り、また老父  
の見舞いや葬儀にも帰郷できない様子などが、  
時局の知らせと共に記されています。  
明治新政府を支える公務員が、実は国許の  
スポンサーの援助なしには、やっていけない  
状況であったことが窺えます。  
木箱に詰まった便り約一〇〇通のすべてが、  
巻紙に毛筆で書かれており、実にこまめに筆  
をとっていることに驚かされます。一〇〇年  
過ぎているとはいえ、「親展」と書かれた私  
文書ですから、ご自家の了解を得て、解読入  
門篇の好資料として、学区文化祭でも取り上  
げました。  
これらの史料、実は一昨年秋に通報により  
調査に赴き、焼却処分を免れたもので、一応  
目録調査を終えたばかりです。県立文書館の  
指導をいただきながら、じっくりと解明作業  
を継続したく考えています。  
(文書調査員 内藤快範)

## 虫害の防止と燻蒸

実物を見たことがない人でも、「虫に喰われた古文書」といえば大体どんなものかは想像がつくように、古文書がある種の虫たちにとって時として「御馳走」のかたまりになってしまうことはよく知られている。

シバンムシ・シミ・ゴキブリ・シロアリなどはその代表的な害虫であり、これらは和紙そのものを喰ったり古文書に使われる糊を舐めたりするなどの害をもたらすが、糞の害も決して小さくはない。虫ばかりではなく菌類（黴）もまた古文書類や古美術品にとっては大敵であり、しみなどの原因になる。

文書館が受け入れる古文書類には、これらの被害を全く受けていないものはほとんどなく、虫やその卵や黴が潜んでいることは確実と考えてよい。何らかの措置を講じなければ、汚損や劣化から古文書を守り長く保存してゆ�ための文書館書庫が、皮肉にも虫たちの食事と繁殖の場になってしまうことは明らかである。

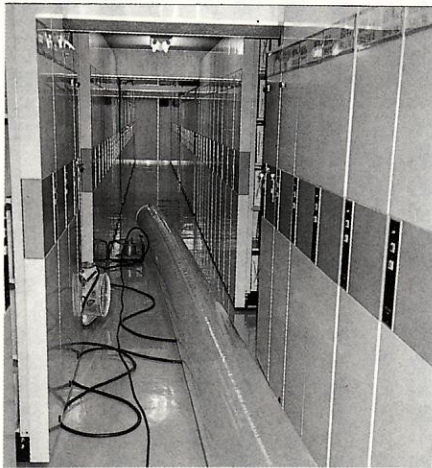
県立文書館ではこのような虫と黴の害を防ぐために有毒ガスを使った燻蒸を実施している。これには専用の燻蒸庫を使用する燻蒸庫燻蒸

と、書庫を密閉して直接ガスを送り込む書庫燻蒸の二種類がある。

燻蒸庫燻蒸は、文書を受け入れる際に必ず行うもので、年に何回か実施される。文書はここで燻蒸されたあと書庫に収納されるが、書庫は永久に密閉しておくわけではなく、人が出入りするうちに小さな虫などが自然に入り込むこともある。このため年に一回の割合で書庫燻蒸を行っている（写真）。

文書館のような施設ではこのような燻蒸は珍しくないが、ガスを使用するのが唯一の方法ではないことも事実であろう。虫害を防ぐためのよりおだやかな工夫を考えていきたいものである。

（長澤 洋）



書庫燻蒸の様子

## 平成7年度収集のおもな古文書

### 波多野家文書（寄託）

世羅郡割庄屋、同郡東神崎村（現世羅町）庄屋などを勤めた波多野家に伝来した文書です。火災のため村方文書は多数焼失してしまいましたが、波多野家が文政初年（一八二〇年前後）に世羅郡の国郡志係に任じられた関係から、各村で国郡志作成に要した費用など、国郡志作成の実態がわかる文書が多数含まれています。また、世羅郡各村の村絵図も貴重な史料です。

### 保田八十吉氏収集文書（寄贈）

↓『文書館だより』第7号

### 横山家文書（寄託）

沼田郡相田村（現広島市安佐南区）の横山家に伝来した文書です。横山家は、沼田郡割庄屋や、相田村・宮野村・大町村等の庄屋を勤めています。「御用留」をはじめとする一八世紀後半からの割庄屋文書や庄屋文書のほか、相田村は給知が多いため、給知支配関係の文書も多く含まれています。

### 天野卓郎文書（寄贈）

県史編纂室主幹、広島女子大学・広島経済大学教授を歴任して平成六（一九九四）年に亡く

なった天野卓郎氏が収集した資料です。天野氏は、とくに部落問題の研究・教育・運動に尽力した関係で、広島県域の歴史に関する図書や刊行物のほか、部落問題を中心とする文書資料も多数あります。

**広島県青年連合会（県青連）文書（寄託）**

県青連は、戦後いち早く、県内の地域青年団体相互の連絡提携を図るため、郡市ごとの青年団体を以て組織された団体です。これは、昭和二十一（一九四六）年から四十五年に至る時期の、県青連だけでなく、関係諸団体の動向をも知ることのできる貴重な資料です。

**吉原家文書（寄託）**

御調郡向島東村（現尾道市）の庄屋を勤めた吉原家に伝来した文書です。寛永十二（一六三五）年に建築された吉原家住宅は広島県重要文化財にも指定されています。吉原家文書には、宝暦十三（一七六三）年から明治にかけての御用留三三冊のほか、難船処理や村内の船数改帳など海上交通に関する文書も含まれています。

**木原家文書（寄託）**

正徳年間から賀茂郡国近森近村（現黒瀬町の庄屋や、安永ごろから同郡黒瀬組の割庄屋を勤めた木原家に伝来した文書です。庄屋文

書のほか、明治十二（一八七九）年から十六年にかけて県会議員にも当選していますので、この関係文書も一部伝わっています。

**藤村耕市氏収集文書（寄贈）**

明治期から昭和初年（一九三〇年前後）にかけての国内各地の地図類一五四点と、三谿郡光清町（現三良坂町）の「国郡志御用書上帳」（文政三（一八二〇）年）一点です。河野力氏収集文書（寄贈）

戦時中に文部省が発行した小学校の音楽教師用図書で、当時の世相が伝わってきます。

**竹島浅吉氏収集文書（寄託）**

坂井虎山など広島ゆかりの文人の書画を表装した軸物です。

**門前家文書（寄贈）**

山県郡今田村（現千代田町）の地主であった門前家に伝来した文書です。内容は、天明年間から明治にかけての土地証文七五通と、大正ごろの切手初版カバーや絵葉書一八四枚です。

**平成7年度に寄贈・寄託された古文書**

文書名等	推定点数	所在地等	内容	備考
藤村耕市氏収集文書	155	吉舎	地図等・光清村国郡志	寄贈
河野力氏収集文書	6	佐伯	音楽教師用図書	寄贈
蔵橋純海夫氏収集文書	22	甲山	萩藩河村氏関係、下張	寄贈
波多野家文書	1,000	世羅・東神崎	割庄屋・庄屋文書	寄託
保田八十吉氏収集文書	5	福山	書簡・絵画	寄贈
横山家文書	1,000	松山		
佐原俊光氏収集文書	1	広島・相田	割庄屋・庄屋文書	寄託
弓場基治氏収集文書	16	川尻	川尻村国郡志（複製）	寄贈
天野卓郎文書	1,500	因島	戦前郵便路線図・和書	寄贈
江種正文書	1	広島	刊行物・資料等	寄贈
広島県青年連合会文書	356	東広島	民主主義講座修了証	寄贈
吉原家文書	1,000	広島	大会・役員会記録等	寄託
木原家文書	2,000	向島・向島西	庄屋文書・和書	寄託
竹島浅吉氏収集文書	42	黒瀬・国近森近	割庄屋・庄屋・県会議員文書	寄託
門前家文書	259	広島	文人書画軸物	寄託
		千代田・今田	証書類・絵葉書等	寄贈
計	7,362			

平成7年度の主なできごと

- 4月19日 第1回文書調査員会議
- 4月21日 収蔵文書の紹介「将軍吉宗時代の  
広島藩―五代広島藩主浅野吉長と  
その政策―」開始
- 6月1日 古文書解読入門講座開催（11月ま  
で 毎月2回）
- 7月21日 企画展「町と村の戦時体制」開催  
（9月20日まで）
- 7月27日 古文書解読中級講座開催（8年6  
月まで 毎月1回）
- 8月5日 郷土史講座 安藤福平「町と村の  
戦時体制」
- 9月4日 行政文書・古文書保存管理講習会  
開催
- 10月5日 平成6年度事業年報発行



古文書入門講座(館内見学)の風景

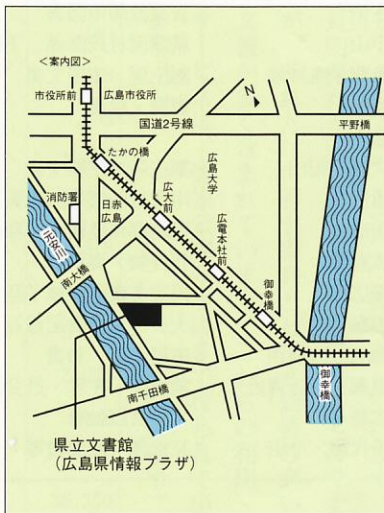
- 10月16日 常設展示「古文書への招待―村方  
文書と武家文書―」開催
- 11月8日 史料管理学講習会(短期)開催
- 11月21日 第2回文書調査員会議
- 11月25日 郷土史講座 秋山伸隆「中世の廿  
日市」(廿日市市中央公民館)
- 1月17日 収蔵文書の紹介「尾道の豪商橋本  
家と雲州廻米」開始
- 3月15日 寄贈・寄託者感謝状贈呈式
- 3月30日 県庁書庫から選別行政文書を搬入
- 3月31日 収蔵文書目録第3集発行  
複製資料目録第4集発行



郷土史講座の風景

利用案内

- 開館時間  
※月～金曜日 9時～17時  
※土曜日 9時～12時
- 休館日  
※日曜日、国民の祝日及び振替休日  
※年末年始(12月28日～1月4日)
- ※交通 JR広島駅よりバス(広島港行き)  
又は路面電車(紙屋町經由宇品行き) はず  
れも、広電本社前下車徒歩7分
- 広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第8号

平成八(一九九〇)年九月二十五日発行  
編集発行 広島県立文書館  
広島市中区千田町三丁目七・四七  
電話 082・245・8444  
印刷 広島印刷株式会社